

ID: 412

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市営住宅管理条例 第67条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第67条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和元年 6 月 21 日